

地方自治体における消費者教育の更なる充実に関する意見書

衆議院議長	参議院議長	} 各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
文部科学大臣	内閣府特命担当大臣	
	(消費者及び食品安全)	

消費者問題については、大学生等に高額な情報商材を購入させる等のマルチ商法や催眠商法等の被害が後を絶たない。新型コロナによる行動変容、民法改正による成年年齢の引き下げ、インターネット取引の拡大やキャッシュレス社会の浸透などによって複雑化・多様化している状況である。

消費者教育は幼児期から成人期にかけて必要とされており、とりわけ学生期において重要であり、この間の地方自治体における消費者教育の取り組みは、国による消費者教育推進法の制定や新学習指導要領の改訂によって一定の前進が図られている。

しかし、独立行政法人国民生活センターの調査によると、消費者教育を実施する上で、66%以上の自治体が、消費者行政と教育委員会等の関係機関との連携が困難としており、その推進役であるコーディネーター制度の充実が必要となっている。

また、現在文部科学省によって全国の教育委員会を対象とした概ね3年に一度の消費者教育に関する取組状況について調査されているが、消費者教育を受けた後の実態把握を行う仕組みが存在せず、効果検証が不十分となっている。消費者教育が効果的に行われているかを検証することが、被害防止の観点からも重要である。

よって国におかれては、地方自治体における消費者教育の更なる充実に資するために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 消費者教育の推進役としてコーディネーターを法的に位置付け、役割を明確化するために消費者教育推進法を改正すること
2. 消費者教育の一定期間における効果を検証するため、消費者教育を受けた後の実態把握ができる仕組みを構築すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。